

# 水質保全みえ

No.86 令和4年1月

発行/(一社)三重県水質保全協会 〒514-0004 津市栄町三丁目119  
TEL 059-226-2058 FAX 059-227-8402  
<http://www.mieken-suisituhozenkyokai.or.jp/>

## 目 次

- ・ 新年の挨拶 会長…………… 2
- ・ 年頭の御挨拶 知事…………… 3
- ・ 自民党聴き取り会議…………… 4
- ・ 浄化槽管理士に対する研修…………… 5
- ・ 保守点検業登録時期のご確認…………… 6
- ・ 省エネ型浄化槽システム導入推進事業…………… 7
- ・ 年末年始のご案内、謹賀新年…………… 8





## 新年の挨拶

一般社団法人 三重県水質保全協会

会 長 松 平 仁

新年あけましておめでとうございます。

皆様方におかれましては、健やかに新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。

平素より当協会事業につきまして、格別のご理解とご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々には心より哀悼の意を表します。さて、ご承知の通り新型コロナウイルスは社会・経済的に深刻な影響を与え、大きな方向転換を余儀なくされ多くの不安を抱えている方は少なくはありません。そんな折、少しでも会員の皆様の有益に繋がる活動や、協会の発展の為に尽力致す所存でございますので何卒よろしくお願ひ申し上げます。

令和3年度を振り返りますと、新型コロナウイルスの影響で通常総会は昨年と同様、委任状での対応に変更し少人数に抑えて開催しました。浄化槽保守点検の実務者講習会は、緊急事態宣言の影響もあり、やむを得なく中止となりました。ですが三重県認定の研修機関としての浄化槽管理士に対する研修については、当初予定の9月から10月に延期にはなりましたが、開催することができ2日間で43名の浄化槽管理士の方が受講されました。令和4年度の開催につきましては、三重県と四日市市と協議して進めていきたいと思ひます。また、令和3年度で終了となります環境省の「省エネ型浄化槽システム導入推進事業」について本年度の申請受付は20件となりました。補助基本額は143,592,000円（補助金所領額71,790,000円）が交付決定しております。令和4年度からは新たに太陽光発電、蓄電池等の再エネ設備の導入支援を加えた「浄化槽システムの脱炭素化推進事業」として実施予定ですので、中大型浄化槽の機器の更新および槽本体入替えにご活用ください。

そして、令和2年4月1日施行の浄化槽法改正に伴い、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保が追加されたことで、保守点検に関しての必要な知識・技能の向上が図られることになりました。浄化槽設備士につきましては技術水準確保の為に研修機会等を国土交通省に働きかけております。

今後の生活排水対策において、優れた機能を持ち、経済的にも優しい浄化槽の果たす役割がますます重要と考えております。浄化槽の普及活動はもちろんのこと、当協会においても各部会の知識の向上、技術の研鑽に努めて、関係各位及び会員の皆様に期待される協会を築きあげていくため、今後ともご協力、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。最後になりましたが、皆様のますますのご健勝とご発展を祈念いたしまして新年の挨拶とさせていただきます。



## 年頭の御挨拶

三重県知事

一 見 勝 之

新年あけましておめでとうございます。

皆様におかれましては、すこやかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、平素より、本県の浄化槽行政の推進にご支援、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

早いもので、昨年の9月に三重県知事に就任してから3ヶ月が経過いたしました。

日々、三重県の課題に取り組み、県政を推進していく責任の重さに身の引き締まる思いがいたします。

昨年も、新型コロナウイルス感染症が、県民生活や社会・経済活動に大きな影響を与えました。本県では皆様の安全安心を確保することを県政の最重要課題として、感染状況にあわせて三重県指針を改訂し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取り組んできました。皆様方におかれましては、事業活動や日常生活において制約のかかる取組に多大なご理解、ご協力をいただきましたこと、重ねてお礼申し上げます。

さて、伊勢湾の環境基準達成率(COD)は、近年40%~60%程度を推移しており、引き続き汚濁負荷の削減が必要な状況です。汚濁負荷の約半分は、陸域からの生活排水に起因すると言われており、生活排水対策の推進は、水環境を保全するうえで欠かすことのできない取組の一つです。

県内では生活排水を浄化槽により処理している方の割合は令和2年度末で24.1%と、全国平均9.3%に比べて高く、浄化槽が生活排水対策において大きな役割を担っています。

浄化槽の機能を十分に発揮し、良好な放流水質を維持するには、適正な施工や保守点検、清掃の実施が重要です。とりわけ、浄化槽の施工や保守点検には、高度化、複雑化する浄化槽に対応するための知識の取得が欠かせないものとなっており、昨年度からは、認定研修機関として浄化槽管理士に対する研修の円滑な実施にもお取り組みいただき感謝いたします。

社会機能を維持し、生活排水対策を進めるうえで、貴協会をはじめとする浄化槽に関わる皆様のご協力がますます重要となっております。引き続き浄化槽の適正な施工と維持管理にご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、皆様のご健勝と貴協会のますますのご発展を祈念して、新年のご挨拶といたします。

令和4年 元旦

## 7/20自民党に要望書を提出しました

令和3年7月20日に自由民主党三重県支部連合会へ要望書を提出しました。要望聴き取り会については三重県まん延防止等重点措置期間延長のため懇談を行わず、書類での対応となりました。同日に新政みえに要望書を提出しました。

### (1) 平成26年10月1日から当協会が自主的に実施している浄化槽工事検査事業に対する県及び市町の協力を要望します。

平成26年から新築住宅の浄化槽に対する県の補助金が廃止されたことに伴い亀山市、度会町、松阪市、桑名市等複数の市町でも補助金がなくなり浄化槽設備士が実地監督をしない浄化槽が徐々に増加しています。さらに平成30年3月23日付で、国交省及び環境省の連名により「浄化槽設置工事に関する指導の強化について」の通知が関係行政部局へと発出されました。当協会のこの浄化槽工事検査事業が浄化槽設備士を活用するというこの通知の内容と合致しているので引き続き宜しく願いいたします。

### (2) 浄化槽の維持管理費に対する助成制度の創設を要望します。

浄化槽使用家庭からの税金も入っている一般会計から下水道特別会計に補填がされています。税の公平負担という観点から浄化槽使用家庭に対しても、下水道使用家庭同様の維持管理費助成がなされるべきであります。四日市市及びいなべ市が市単独でこの助成制度を実施していますが、まだ県内に広がっていません。県が市町に補助金を出す制度を創設して頂くことによってこの助成制度を実施する市町が増加し浄化槽の適正な維持管理の推進に繋がっていくものと考えます。

### (3) 未管理状態の浄化槽に対する県及び市町の連携による指導強化を要望します。

三重県の法定検査の令和元年度の受検率は38.0%にとどまっているが、その中の不適正判定においては、清掃の未実施、保守点検回数不足、消毒剤切れが主な要因となっています。当協会は、県内唯一の浄化槽業界団体として、引き続き諸問題の解決に向けて全力で注力してまいり所存ではございますが、県内すべての浄化槽が適正に維持管理（清掃、保守点検、法定検査）されるよう県や市町の連携による指導強化や、より有効となる浄化槽行政の運用体制の確立が必要であると考えます。

## 10月1日「浄化槽の日」

毎年10月1日「浄化槽の日」を記念して開催されていた全国浄化槽大会は昨年度に続き、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりました。

## 10/19・20 浄化槽管理士に対する研修を開催しました

浄化槽管理士に対する研修は、令和2年4月に施行された改正浄化槽法で、浄化槽保守点検業者の登録に関する条例に定める事項として、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保が追加されました。

浄化槽保守点検業者は、浄化槽保守点検を行う浄化槽管理士（実地に監督する者を含む。）に対して、研修の機会を確保しなければなりません。（三重県浄化保守点検業者の登録に関する条例第11条第2項）令和2年4月以降に新規登録又は更新登録を受けた浄化槽保守点検業者は研修の機会を確保してください。

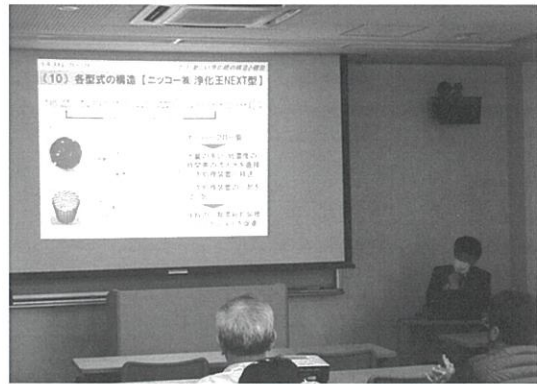
当協会は県が認定する研修機関として、令和3年度の浄化槽管理士に対する研修の第1・2回を10月に開催しました。2日間で43名の浄化槽管理士の方が受講されました。

（※第3・4回は2月に開催予定 受付は12/1～1/19まで 定員数に達した時点で受付終了となります）

令和4年度の研修会については三重県のホームページまたは、（一社）三重県水質保全協会のホームページ（<http://www.mieken-suisituhozenkyokai.or.jp>）にて決まり次第ご案内いたします。



会長挨拶



講習会風景（日本環境整備教育センター）



講習会風景（三重県）



講習会風景（四日市市）

# 保守点検業の登録更新時期のご確認（三重県）

登録更新年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
登録更新年度 (次回更新 : 令和5年度)	<p>登録更新申請 ※研修計画書の提出が必要</p> <p>更新申請時までの研修の受講は不要 ※但し、管理士の研修の機会として活用は可能</p>	<p>研修受講 ※1回以上の研修受講</p>	<p>登録更新申請 ※申請時に研修実績報告書の提出が必要(修了証明書を添付する)</p>	<p>研修受講 ※1回以上の研修受講</p>	<p>登録更新申請 ※申請時に研修実績報告書の提出が必要(修了証明書を添付する)</p>
登録更新年度 (次回更新 : 令和6年度)	<p>更新申請時までの研修の受講は不要 ※但し、管理士の研修の機会として活用は可能</p>	<p>登録更新申請 ※研修計画書の提出が必要</p> <p>更新申請時までの研修の受講は不要 ※但し、管理士の研修の機会として活用は可能</p>	<p>研修受講 ※1回以上の研修受講</p>	<p>登録更新申請 ※申請時に研修実績報告書の提出が必要(修了証明書を添付する)</p>	<p>登録更新申請 ※申請時に研修実績報告書の提出が必要(修了証明書を添付する)</p>

# 省エネ型浄化槽システム導入推進事業

平成29年度から始まり令和3年度が事業最終年度となりました。交付申請窓口でもある当協会に、本年度は20件の申請がありました。

	件 数	補助基本額	補助所領額
TYPE1 (機器の改修事業)	15件	40,142,000	20,065,000
TYPE2 (浄化槽の交換事業)	5件	103,450,000	51,725,000
合 計	20件	143,592,000	71,790,000

環境省は、令和3年度に終了する省エネ型浄化槽システム導入推進事業において、新たに太陽光発電、蓄電池等の再エネ設備の導入を追加した「浄化槽システムの脱炭素化推進事業」として令和4年度の予算を計上した。

## 浄化槽システムの脱炭素化推進事業



【令和4年度要求額 1,800百万円（新規）】



浄化槽システムの脱炭素化に向けて、エネルギー効率の低い既設中大型浄化槽への先進的省エネ型浄化槽や再エネ設備の導入を支援します。

### 1. 事業目的

浄化槽分野における脱炭素化の推進に向けて、エネルギー効率の低い既設の中大型浄化槽について、最新型の高効率機器（高効率ブロフ等）への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再生可能エネルギーを活用した浄化槽システムの導入を推進することにより、大幅なCO2削減を図る。

### 2. 事業内容

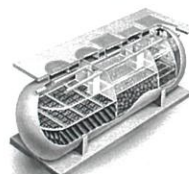
中大型合併処理浄化槽について、最新型の高効率機器への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再生可能エネルギー設備（太陽光発電設備、蓄電池等）の導入を行うことにより、大幅なCO2削減を図る事業を支援する。

- ①既設の中大型合併処理浄化槽に係る高効率機器への改修
  - ・最新型の高効率機器（高効率ブロフ等）への改修とともにフロア稼働時間を効率的に削減可能なインバータ及びタイマー等の設置を要件とする
  - ・改修によって当該機器のCO2排出量を20%以上削減
- ②既設の中大型合併処理浄化槽から先進的省エネ型浄化槽への交換
  - ・最新の省エネ技術による先進的省エネ型浄化槽への交換を要件とする
  - ・交換によって既設浄化槽のCO2排出量を46%以上削減（同規模交換時。さらに、規模見直し等により高い削減率を達成するものは優先採択）
- ③中大型合併処理浄化槽への再エネ設備の導入
  - ・上記①又は②と併せて行う再エネ設備（太陽光発電・蓄電池等）の導入を支援する

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率：1/2）
- 補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和4年度～令和8年度

### 4. 事業イメージ



先進的省エネ型浄化槽



高効率ブロフ



スクリーン



インバータ制御



再生可能エネルギー設備

### 【年末年始のご案内】

誠に勝手ながら、年末年始の業務を下記のとおりとさせていただきます。何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。



年末年始の休暇 12月28日（火）～1月4日（火）



## 謹 賀 新 年

会 長	松 平 仁	理 事	森 下 茂 記
副 会 長	田 邊 三 郎	〃	芦 田 和 也
〃	中 村 英 司	〃	大 森 哲 也
〃	宝 門 誠 晃	〃	岩 澤 理 夫
理 事	北 田 富 三	〃	川 瀬 幸 夫
〃	柴 原 行 正	監 事	志 賀 和 博
〃	吉 村 哲 夫	〃	北 村 康 弘
〃	強 力 信 宏	〃	豊 田 和 人
〃	東 浦 崇 真	〃	彦 坂 明 可
		事 務 局 長	川 上 国 英